

京都大学フィギュアスケート部則

2020年9月12日 制定

2020年9月18日 施行

2022年4月9日 改正

第1章 総則 第2章 部員 第3章 活動 第4章 幹部 第5章 部長 第6章 罰則

第1章 総則

(名称)

本部は、京都大学フィギュアスケート部と称する。

(目的)

本部は、フィギュアスケート競技（シングルスケーティング・アイスダンス・ペアスケーティング競技等）を通じて、部員相互の技術・精神・友愛を育むこと及び、フィギュアスケート人口の拡大に貢献することを目的とする。

(部則の目的)

本部則は、部活動におけるルール及び各活動に対する責任の所在の明確化により、部の運営を円滑化することを目的とする。

(規則の遵守義務)

本部に在籍する者（以下「部員」とする）は、本部則を遵守しなければならない。また、幹部は入部希望者に対して、本部則の内容について通知する義務を負う。本部則に従えない場合、本部への在籍が認められないことがある。

(運営細則)

本部の運営は、本部則に基づいて定められた運営細則に沿って、実行する。運営細則は幹部の代替わりごとにその内容を確認し、修正する場合はその時に行わなければならない。修正には、幹部全員と部長の承認を必須とする。また、変更した場合、新幹部は、部員に対して、その旨を通達する義務を負う。

(部則の改定) 本部則の内容が不十分である、現行のままでは不都合が生じると判断される場合等には、幹部は本部則を改定することができる。ただし、改定には、幹部全員の賛成と、幹部を除く部員の過半数の賛成を必須とし、部長の承認をもって実行されなければならない。

(施行)

本部則は、2020年9月18日から施行される。

第2章 部員

(構成員)

本部の部員は、原則として京都大学（以下「本学」とする）の学部生に限る。ただし、所在地が京都府となっている他大学の学生が入部を希望した場合は、その時点で当該学生の所属大学にフィギュアスケート部が存在しない等の事由がある場合には、部長および幹部会で審議を行い、妥当性が認められた場合には、準部員として入部、および部活動への参加が許可されることがある。許可基準の例および活動の範囲・制約等については細則に定める。また、その状況が変化した場合には、幹部会議により部活動への参加の可否を決定し、当該学生に通告することができる。

(体育会への所属)

部員は、本学体育会に所属していなければならない。ただし、本学の学部生でない者についてはこの限りでない。

(部費)

部員は毎年、幹部の定めた期間内に、会計担当者に部費を納めなければならない。これを納めない者は、本部への在籍を認めない。部費は7000円/年とする。当該年度までに納めた部費の返還は認めないものとする。

(入部)

入部は原則として、学部1回生の者が、幹部が定めた期間内に、幹部に対して入部届その他必要な書類を提出することにより認められる。ただし、学部2回生以上の者の入部は、やむを得ない事情のため学部1回生時の入部が困難であると幹部が判断した場合にのみ、認められる。その場合、原則として、入部年度の学年の者として部内では扱うこととする。

(休部)

やむを得ない事情により本部の活動に一時的に参加できない者は、休部の旨とその理由を主将、副将又は主務（以下「重役幹部」とする）に連絡し、承認を得ることで休部することができる。（退部）部員は、重役幹部に対して、退部する旨を記載した「退部届」を提出することにより、本部から退部することができる。一度退部した者の再入部は、上述の（入部）の規定を満たす場合に限り、審議の上認められることがある。

(引退)

部員は、学部の卒業と同時に本部を引退する。そのため、在学中は部員としての責任が課される。第

3章 活動

(活動内容)

本部は以下の活動を行う。

1. 部練、合宿
2. 競技会、発表会
3. 競技会の運営及び、その補助
4. 広報・親睦を図るための行事
5. その他必要と認められる氷上以外の活動

ただし、自主練習（自主練）は上記活動に含まれない。そのため、学生教育研究災害傷害保険（学研災）の対象外である。

(活動費用)

活動にあたってかかる費用は、原則として部費とは別に徴収する。

(活動への参加の原則の有無)

各活動に対する参加義務の有無は、運営細則によって規定される。ただし、他大学との親睦を図るための行事を除いた正式活動への参加は、部員及びOB・OG、コーチ、部長以外原則認めない。

(原則参加の活動)

活動への参加が原則の場合は、特段の事情がない限り、欠席は認められない。欠席を認めるか否かの判断は、その連絡を受ける者（以下「出席管理者」とする）が行うこととする。また、出席管理者が幹部でない場合、欠席する者は欠席理由を幹部に報告し、その承諾を得なければならない。ただし、幹部の任期が終了した部員に関しては、原則参加の活動に関しても任意参加とする。本部引退者

（以下「OB・OG」とする）は、幹部もしくは担当者への連絡・承認をもって、OB・OGとして参加することができる。

(任意参加の活動) 活動への参加が原則でない場合は、その活動への参加は任意とする。任意の活動に参加を希望する者は、参加受付の締切日までに、出席管理者に参加する旨を伝えなければ、参加することができない。

OB・OGは、幹部もしくは担当者への連絡・承認をもって、OB・OGとして参加することができる。

(OB・OGの合宿参加)

OB・OGで合宿の参加を希望する者は、現役部員に飲酒を勧めない旨が記載された誓約書に署名または、記名・捺印し、その提出をもって参加が認められる。

第4章 幹部

(定義)

幹部とは、部の運営を中心的に担う部員の総体をいい、第1章の(目的)を本部が果たせるよう尽力する。

(期間)

幹部に属する期間は、原則として入部年度から数えた第2学年の12月から1年間とする。

(権限)

幹部は、運営に係る全事項に対して、終局的な決定権を有し、その責任を負う。

(幹部会議)

幹部である部員は、必要があれば、会議を開くことができる。

(議決方法)

議決は、原則として、幹部による合議によって行い、その職務を担当する幹部が責任を持って決定する。ただし、担当幹部不在の場合は、幹部による話し合い、重役幹部による協議を経て、例外的に決定することが可能である。

(役職)

幹部には、少なくとも以下の役職を置き、部の運営をそれぞれが分担して行う。幹部である部員は、原則として、いずれかの役職につかなければならない。

- ★ 主将 (1名)
- ★ 副将 (1名)
- ★ 主務 (1名)
- ★ 副務 (1名)
- ★ 会計 (1名)
- ★ 出席 (1名以上)
- ★ 衣装 (1名以上)
- ★ 合宿 (2名程度)
- ★ 新歓 (3名程度)

(役職の増設)

幹部は、必要があれば、上記役職のほかに、役職を定めることができる。

(情報共有義務)

各役職に就く部員は、それぞれ職務に関して、すみやかに幹部に報告する義務を負う。

(幹部の決定方法)

幹部候補者間の他薦と自薦の後、幹部候補者による話し合いを通じて決定する。

(不信任決議)

幹部を務めるものがその役職に適当ではないと、当該人物を除く幹部の半数以上もしくは、重役幹部の3分の2以上、または前年度重役幹部の3分の2以上が判断した場合は、当該人物による申し開きの後、当該人物を除く幹部の中でその信任を問う単純多数決を、部長立ち会いのもとで実施し、信任か不信任かを決定する。半数以上の不信任票が集まれば「不信任」とする。ただし、状況によって判定基準の変更が望ましいと考えられる場合には、部長との協議で決定する。不信任となった場合は、当該人物はその役職を失う。その後の処遇については、別途当該人物を除く幹部での話し合いを通じて決定する。

第5章 部長

(定義)

部長とは、体育会の所有する名簿「部長先生名簿」において「フィギュアスケート」の列に記載されている者のことをいう。

(業務)

部長としての業務は「体育会規約」15～18条、24条、29条によって規定される。それに加えて、本部においては、その業務を円滑に進めるため以下を規定する。ただし、これは体育会規約の範囲内でのみ有効とする。

1. 本部の監督業務
2. 「団体結成願」(更新)の承認
3. 処罰の承認と執行補助及び「部長による訓戒」の執行業務
4. 運営細則、本部則改定の際の確認及び承認業務
5. 幹部から求められた業務の補助

6. その他部長自らが手を貸す必要があると判断した業務の補助 部長は、本部の判断の最終決定権を有さない。本部の活動に対しての不服がある場合、重役幹部との協議の後、2.を拒否することができる。

第6章 罰則

(社会の一般的規範違反への罰則)

社会の一般的規範に違反した者は、幹部および部長の決定により、その違反の程度に応じて、以下の罰則を一つまたは複数課されうる。なお、罰則の決定にあたり体育会や大学厚生課の指示を仰ぐことがある。

1. 強制退部
2. 退部勧告
3. 活動停止
4. 役職剥奪
5. 部長による訓戒
6. その他上記罰則より制約の程度の低い罰則

(活動内における飲酒への罰則)

部員は、飲酒を認められた活動以外での部活動中の飲酒を禁止する。合宿内における部員の飲酒は厳禁とし、違反者に対してはただちにその合宿からの退所を命じる。処罰については別途定める。勧めた部員についても同様とする。部員に対して飲酒を勧めたOB・OGに対しては、OB・OG会と協議のもと、別途処罰を行う。

(その他罰則)

幹部は、上記1.～5.より制約の程度が低い罰則であれば、部長の承認なしに科すことができる。これは、重役幹部を含む幹部半数以上での話し合いのもと、主将の承認でもって行う。ただし、該当者が主将の場合は主務が代行でその承認を行う。